

所管部課		企画財政部企画政策課		部長		神山 尚	
件 名		東大和市手数料条例施行規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市手数料条例					
	部課機関	市民環境部市民課					
1. 要 旨 戸籍法の一部を改正する法律の施行（令和6年3月1日）に伴い、新たな戸籍関連事務（①戸籍謄本等の広域交付、②戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行及び③画像情報として記録された届書等情報の内容の証明及び届書等情報の内容を表示した書類の閲覧）が発生した。その事務手数料については、東大和市手数料条例の一部改正を行ったところである（令和6年3月1日施行）。 条例の一部改正に伴い、当該規則の表中の戸籍等に関するものの欄の「手数料を徴収する事務の欄」及び「証明書交付等請求書（第1号様式）」の改正を行うものである。 （1）改正内容 ①表中の戸籍等に関するものの欄の「手数料を徴収する事務の欄」の内容を条例改正後の表現と同一となるよう改正する。 ②第1号様式について以下の改正を行う。 ・本籍が東大和市以外の戸籍証明書（除かれたもの含む）を交付できるようになったことに伴い、本籍を記入する欄の「東大和市 丁目 番地」を削る。 ・届出若しくは申請の受理の証明又は届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明の欄に電子化された届書等情報の内容の証明を追加する。 ・戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に関する欄（除かれたもの含む）を新たに追加する。 ・届書その他市長の受理した書類の閲覧の欄に電子化された届書等情報の内容の証明を追加する。 ・その他、所要の文言修正を行う。 （2）施行日 公布日							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 総務課法規係において審査済み。							
3. 留意事項（問題点等） 特になし							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。